

提案の全容を明らかにさせ 公平で納得できる賃金制度をつくりだそう！

申第1号「賃金制度の改正に関する申し入れ」を提出

東日本ユニオンは、6月11日に申し入れた申第17号（2017年度）の回答として、経営側より7月3日に「賃金制度の改正」提案を受けました。

今制度改正の目的として「鉄道事業の特性に由来する勤務の特殊性、不規則性（深夜時間帯の労働、1勤務の拘束時間の長さ、始終業時間の不規則性等）に対する措置の充実を図る」ことを謳い、また「乗務員勤務制度の見直し」に関わる賃金制度の改正では「より労働実態に応じた手当の支給並びに制度の簡素化による事務業務の効率化等」を目的に「26年が経過している制度を一回、ここで考え方を見直して本来の労働時間に対して手当を払うという原則に立ち返る」としています。

提案以降、各地方本部をはじめ業種別協議会や各機関と連携を強化しながら、組合員はもとより同じ職場で働く社員からも広く意見や要求を聞く取り組みを展開し、現場で働く者の声をもとに解明要求づくりを行ってきました。組合員と社員からは、諸施策の実施に伴い労働環境が大きく変化し、現場社員の労働環境は年々厳しくなる一方、安全・安定輸送と質の高いサービスを提供することへの対価として、労働時間と労働実態に見合った手当の支給を求める声が数多く寄せられています。

中央本部は本提案の全容を明らかにさせ、現場労働者の視点から労働実態と照らし合わせて公平で納得できる制度をつくりだすべく、8月7日、申第1号「賃金制度の改正に関する申し入れ」を経営側に提出しました。

○深夜早朝勤務手当

「深夜帯の労働時間と拘束時間を混合して支給している考え方を明らかにすること」など5項目

○行先地手当

「行先地手当の考え方及び支給している根拠を明らかにすること」など5項目

○乗務員手当

「乗務員手当の性質及び支給している根拠を明らかにすること」など6項目

○賃金制度の改正

「乗務員手当の時間額（基礎額）を比率ではなく一律10円増額する根拠を明らかにすること」など9項目

○その他

「事務作業の軽減を図るとしている具体的根拠を明らかにすること」など2項目

東日本ユニオンに結集し、ともに声をあげよう！